・　情報システムへの外部からのアクセス状況の監視及び当該監視システムの動作の定期的な確認
・　ソフトウェアに関する脆弱性対策（セキュリティパッチの適用、当該情報システム固有の脆弱性の発見及びその修正等）

⑻　次の各事項に関する個人データの保護に関する内部規程類の策定及びこれに従った運用
・　安全管理に関する組織的事項
・　個人データの取扱いの各場面（取得・入力、照合・確認、移送・送信、利用・加工、保管・バックアップ、訂正・追加及び消去・廃棄・返還等の作業）に関する手続的事項
・　防犯、防災のための物理的保護の設備及び機器設置環境に関する事項
・　情報システムの安全管理に関する事項
・　従業者に対する教育研修に関する事項
・　個人データの取扱いを委託する場合の委託先の監督に関する事項（委託先の評価及び選定基準並びに委託契約に盛り込むべき事項を含む。）
・　従業者及び委託先に対する監査に関する事項
・　個人データの漏えい等発生時の対処に関する事項
・　法令及び内部規程違反への対処に関する事項

⑼　従業者の管理
・　従業者との間における秘密保持契約等の締結
・　従業者向けの個人データの取扱いに関する法令及び内部規程の遵守の徹底
・　従業者に対する啓発及び教育研修の実施

3　従業者の監督（法第21条関係）

⑴　債権回収会社は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

その際、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、個人データを取り扱う従業者に対する教育及び研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講ずる必要がある。

⑵　「従業者」とは、債権回収会社内の指揮命令系統に属し、業務に従事している者であり、雇用関係にあることは要件ではない。例えば、取締役、監査役等の役員及び指揮監督下にある派遣労働者等もこれに該当する。

⑶　「必要かつ適切な監督」については、「第７．２　安全管理措置（法第20条関係）」⑼を参照すること。

4　委託先の監督（法第22条関係）

⑴　債権回収会社は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

その際、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

また、債権回収会社は、委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第20条で求められるものと同等であることを確認するため、第７．２で例示した安全管理措置の項目等が、委託する業務内容に応じて、確実に実施されることについて、委託先の体制、規程等の確認に加え、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人情報保護管理者等が、適切に評価することとする。

⑵　「委託」とは、契約の形態・種類を問わず、債権回収会社が他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行うよう依頼する契約をいう。

⑶　「必要かつ適切な監督」として、次のような措置を講ずることとする。

ア　委託先の選定

例えば、個人データの適切な管理を行う能力に関する委託先の評価及び選定基準を設定し、当該基準に従って委託先を選定する。

イ　委託契約に盛り込む事項

委託先との契約には、具体的な安全確保措置等に関する事項として、例えば、次の事項を明記する。
・　委託先の秘密の保持に関する事項
・　委託者及び受託者の責任の明確化に関する事項
・　再委託に関する事項（再委託の禁止又は再委託する場合の個人データ保護の水準の条件等）
・　個人データの取扱いの制限に関する事項（委託契約範囲外の取扱いの禁止等）に関する事項
・　個人データの取扱いに係る安全管理措置に関する事項
・　個人データの管理状況の報告及び監査に関する事項
・　個人データの漏えい等発生時の対処に関する事項
・　委託終了時における個人データの返還・消去に関する事項
・　契約に違反した場合における契約解除の措置その他必要事項（「その他必要事項」としては、善良なる管理者の注意義務及び漏えい等事案発生時における被害に対する損害賠償責任などがある。）

ウ　委託先の管理

委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、その結果を記録するとともに、個人情報保護管理者等が、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価し、改善すべき事項があれば必要な措置を講ずることとする。

⑷　委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続を求める、直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施するなどにより、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、再委託先が法第20条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することとする。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。

第８　個人データの第三者提供に関する義務

1　第三者提供の制限に関する原則（法第23条第１項関係）

⑴　債権回収会社は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

⑵　「第三者」とは、個人データを提供しようとする債権回収会社及び当該個人データに係る本人のいずれにも該当しない者をいい、自然人、法人その他の団体を問わない。

⑶　「同意」については、「第２．11　本人の同意」と同様であるが、さらに、次の事項を本人に対してあらかじめ書面で示した上で同意を得ることとする。
ア　個人データの提供先の第三者の氏名又は名称及び連絡先
イ　第三者に提供される個人データの項目
ウ　提供先での個人データの利用目的

2　第三者提供の制限に関する例外（法第23条第１項関係）

⑴　次に掲げる場合は、１の規定にかかわらず、個人データを第三者に提供することができる。

ア　法令に基づく場合

なお、当該法令に、第三者提供を受ける相手方についての根拠のみあって、第三者提供をする義務までは課されていない場合には、債権回収会社は、当該法令の趣旨に照らして第三者提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。